○ 厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百十九号)(抄)【平成二十七年四月一日 施行】 (変更点は下線部)

現 行 改正後 別表 別表  $1 \sim 3$  (略) 1~3 (略) 4 複合型サービス費 4 複合型サービス費 複合型サービス費市町村独自報酬(一月につき) 50の倍数であっ 複合型サービス費市町村独自報酬 (一月につき) 50の倍数であっ て、1000を超えない単位数のうち市町村が定める単位数 て、1000を超えない単位数のうち市町村が定める単位数 注1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要 注1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要 件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定複 件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定看 合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条 護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準 第一項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。)において、 第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費 事業所をいう。) において、指定地域密着型サービス介護給付費単 を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数 位数表の複合型サービス費を算定する場合に、当該要件について を算定する。 市町村が定める所定単位数を算定する。 注2 · 3 (略) 注2 · 3 (略)